

賃金アップ環境整備応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、賃金アップ環境整備応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、長期化する物価高騰等で労働者の生活不安が増す中、一定の賃金アップを目指すために県内中小企業事業者が行う、生産性向上や業務改善等の前向きな取組を促進し、地域経済の底上げと労働者の生活の安定、事業者にとっては雇用維持・定着や人手・人材不足解消を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。なお、次の各号に掲げる業種は、日本標準産業分類（第13回改定（平成26年4月1日施行））に基づくものとする。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号からエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2)「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最賃法施行規則第2条の規定を適用する。

(3)「事業場内最低賃金」とは、事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。なお、最賃法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。

(補助対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、県内に事業場を設置している中小企業事業者で次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 事業場内最低賃金が最賃法第10条で決定した鳥取県の地域別最低賃金に31円を加えた額以上1,100円以下である者

(2) 第6条第1項による申請書の提出日時時点で法人設立後（個人にあつては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づく個人事業の開業の届出後）1年以上が経過しており、申請する事業についての十分な実績を有していること

(3) 次のいずれにも該当する者でないこと

ア 第6条第1項による申請書の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金の交付）

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第2欄第1項に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表の第1欄の補助対象事業者が、当該事業場における労働者の事業場内最低賃金を、令和6年2月29日までに同表第3欄の引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合に、同表第4欄の引上げ労働者数に応じて同表第5欄の金額を上限として、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄第2項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、3分の2を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、令和5年12月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、規則第5条第3項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

（1）宣誓書（様式第3号）

（2）補助事業に係る経費の積算根拠となる資料

（3）賃金を引き上げる労働者の名簿（居住地となる都道府県名までが分かるもの）

（4）賃金を引き上げる労働者の賃金引き上げ前の労働条件通知書等の写し（次号の就業規則等がない場合は全労働者の労働条件通知書等の写し）

（5）賃金引き上げ前の事業場内最低賃金を規定した就業規則等の写し（常時使用する労働者が10人未満の事業者であって、就業規則を作成していない場合を除く。）

（6）その他、事業実績の確認に必要な資料

3 本補助金の交付申請及び第9条に定める実績報告は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2の規定に基づき行政書士に依頼して提出書類の作成及び手続きを行わせることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額に係る変更

（2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

（3）本補助事業の中止又は廃止

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日または令和6年3月15日のいずれか早い日までの間に行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 賃金引上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し等）

(2) 賃金を引き上げた労働者の賃金引き上げ後の労働条件通知書等の写し（次号の就業規則等がない場合は全労働者の労働条件通知書等の写し）

(3) 賃金引き上げ後の事業場内最低賃金を規定した就業規則等の写し（常時使用する労働者が10人未満の事業者であって、就業規則を作成していない場合を除く。）

(4) 導入した設備投資等に関する書類（納品書、写真等）

(5) 経費の支出に関する書類（請求書、領収書、費用の振込が確認できるもの等）

(6) 口座振替依頼書

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第11条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第12条 知事は、本補助金の交付を受けた補助事業者が、規則第21条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則第22条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

(捜査機関等への情報提供)

第13条 知事は、交付申請書を提出した事業者が偽りその他不正行為によって本補助金の交付を受けようとする可能性があるとき及び本補助金の交付を受けた事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があるとき、事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年1月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の賃金アップ環境整備応援補助金交付要綱（令和4年10月14日付第202200164737号商工労働部長通知）第5条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の賃金アップ環境整備応援補助金交付要綱（令和5年1月13日付第202200238597号商工労働部長通知）第6条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の賃金アップ環境整備応援補助金交付要綱（令和5年3月28日付第202200319534号商工労働部長通知）第6条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 の改正は、令和5年11月24日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助事業対象者	2 補助対象事業	3 引上げ額	4 引上げ労働者数(※)	5 補助上限額
第4条各号に規定する要件を満たす者	(1) 補助対象事業 令和6年2月29日までに実施する生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資、人材育成・教育訓練等を行う事業 (2) 補助対象経費 専門家謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費、委託費（調査、システム開発、就業規則整備）、当該補助金手続き業務代行料	50円以上	1人	200千円
			2人	400千円
			3人	600千円
			4人	800千円
			5人	1,000千円
			6人	1,200千円
			7人	1,400千円
			8人	1,600千円
			9人	1,800千円
			10～19人	2,000千円
			20～29人	2,500千円
			30人以上	3,000千円
		100円以上	1人	300千円
			2人	600千円
			3人	900千円
			4人	1,200千円
			5人	1,500千円
			6人	1,800千円
			7人	2,100千円
			8人	2,400千円
			9人	2,700千円
			10～19人	3,000千円
			20～29人	4,000千円
30人以上	5,000千円			

※県内に住所を有し、かつ県内事業場に勤務する労働者に限る。